

現地審査員名 \_\_\_\_\_

1. 審査実施日 年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分

2. 申請者

3. 審査対象魚種・範囲

4. 審査対象者 対象者  
代表者  
所在地  
連絡先

5. 審査場所

6. 面談(対応者) 所属・氏名

電話番号

携帯電話

メールアドレス

評価: 重大な不適合(x) 軽微な不適合(Δ) 適合(O) 観察事項(□) 該当しない(-)

① 判断は、FAO養殖ガイドラインのパラ17からパラ57及びパラ124から171を念頭に、国内法令及び日本の社会通念で行いポイントを記すが、国際的な観点での問題点は観察事項として内容の要約を所見欄に記載してください。

② FAO養殖ガイドラインでmustを「ねばならない」、shouldを「すべきである」と和訳しました。ISOでの用語では、shallやmustは要求事項で適法でない場合は重大な不適合です。また、shouldは推奨事項で、[望ましい、した方が良い]とのレベルです。よって、AELでは、shouldはすべきであるが達成されていなくとも不適合にはなりませんので、観察事項として所見欄にその内容要旨を記入してください。観察事項とは、不適合とは言えないが、放置しておくで将来不適合になる可能性がある」と審査員が判断した場合です。

③ 重大な不適合は1つでもあると認証となりません。軽微な不適合が3つあると重大な不適合になります。認証自体の判定は審査員ではなく、認証機関の判定員・認定委員会が行います。審査員は記録や合理的な説明から真実を把握することに心がけてください。

④所見欄は必要に応じて欄スペースを拡大して記入してください。

チェック項目	面談対応者 氏名	評価	所見
● I. 養殖の社会・経済的観点			
1. 養殖主体			
(1) 養殖主体は、民法や養殖関係法令及び地方自治体条例等に合致しているか			
(2) 事業の運営に関連し、行政当局からの指摘・指導は受けていないか/課題はないか			
(3) 養殖手法に関連し、研究機関・調査機関と連絡を取っているか/課題はないか			
(4) 食品衛生・安全に関する法令や条例等を遵守しているか、行政当局から指摘・指導を受けていないか/受けている場合はその内容は何か			
(5) 食品表示法を理解し、遵守しているか/行政当局から指摘・指導を受けていないか/受けている場合はその内容は何か			
(6) 地域周辺との間での懸案事項はないか。ある場合その内容は何か			
(7) 児童労働者・外国人労働者はいないか/従事労働者に対する法的なことを含め課題はないか。ある場合その内容は何か			
(8) 養殖が法律等に基づいて、環境保護に関して責任ある方法で計画され、実施されているか			
2. 作業従事者・労働環境の管理について			
(1) 作業従事者に対する適切な健康管理を実施し、記録しているか			
(2) 養殖魚の衛生管理、養殖資機材等の安全性や適正な取り扱いに関する教育訓練を実施し、記録しているか			
(3) 清潔で衛生的な労働環境(トイレ、飲食場所、飲料水等)が確保されているか			

<b>●Ⅱ. 養殖の環境</b>			
1.養殖漁場および関連施設について			
(1)	養殖漁場周辺の工場立地・流入河川の状況や、養殖漁場の生簀の配置等について把握しているか		
(2)	養殖漁場の水質・底質に関する検査結果や、赤潮・有毒プランクトンの発生情報を把握しているか		
(3)	養殖が法律等に基づいて、環境保護に関して責任ある方法で計画され、実施されているか		
(4)	(漁場改善計画を作成している場合) 漁場改善目標が達成されるよう、生簀面積や飼育密度に注意しているか		
(5)	(漁場改善計画を作成していない場合) 漁場改善目標と同等な計画があるか。当該計画は都道府県・市区町村に認知されているか、認知されている場合は生簀面積や飼育密度に注意しているか		
2 手順書について			
(1)	種苗の生産や導入および管理についての手順書を作成し、それに従って作業を行っているか		
(2)	飼・餌料や飼料添加物の保存と使用および管理についての手順書を作成し、それに従って作業を行っているか		
(3)	水産用医薬品の保存と使用および管理についての手順書を作成し、それに従って作業を行っているか		
(4)	水揚げ作業の管理についての手順書を作成し、それに従って作業を行っているか		
(5)	加工施設の管理についての手順書を作成し、それに従って作業を行っているか		
(6)	前記の手順書に従って行った作業内容について、確認事項を記録する日誌等の様式は整っているか		
(7)	前記の手順書や日誌等の作業記録は、第三者に説明できるよう整理し、保管しているか		
<b>●Ⅲ. 種苗の管理</b>			
1.種苗について			
(1)	(自家採卵)生産者、生産施設、所在地、採卵・ふ化年月日、搬入年月日、平均体重および総重量(または尾数)等を確認し、記録しているか		
(2)	(発眼卵)販売元、生産者、生産施設、所在地、採卵年月日、購入・搬入年月日、購入卵数等を確認し、記録しているか		
(3)	(天然種苗)販売者、採捕者、採捕海域、採捕年月日、購入・搬入年月日、平均体重および総重量(または尾数)等を確認し、記録しているか		
(4)	(人工種苗)販売元、生産者、生産施設、所在地、採卵・ふ化年月日、購入・搬入年月日、平均体重および総重量(または尾数)等を確認し、記録しているか		
(5)	(中間種苗)天然・人工種苗の欄に記載の事項にあわせて、飼・餌料や飼料添加物および医薬品の仕様状況等を確認し、記録しているか		
(6)	(外部からの導入)購入した発眼卵および種苗の生産履歴書を手し、保管しているか		
(7)	発眼卵および種苗を販売する際に、購入者に飼育管理記録あるいは生産履歴書等を提供しているか		
<b>●Ⅳ. 飼育の管理</b>			
1.養殖魚について			
(1)	飼育期間を通じ、養殖魚を生簀単位で管理し、移動履歴等を記録しているか		
(2)	養殖魚の健康状態(遊泳・摂餌状況等、疾病等の異常やへい死数)を記録しているか		
(3)	治療中や医薬品の使用履歴のある魚群を休業期間終了日まで他の魚群と混合せず区別して管理し、記録しているか		

(4)	適切な検査を可能にし、養殖魚および環境条件を定期的にモニタリングし、養殖魚のストレスを低減する管理方法が実施されているか			
2. 飼・餌料等について				
(1)	飼・餌料や飼料添加物の購入記録と共に、購入伝票や品質保証書等を入手し、保管しているか			
(2)	飼・餌料や飼料添加物等は、乾燥した冷暗所に保存し、汚染、劣化や衛生動物による被害を防止するよう適切に管理し、記録しているか			
(3)	生糞ごとに使用した飼・餌料や飼料添加物等の製品名や使用量を記録しているか			
3. 水産用医薬品等について				
(1)	農水省作成「水産用医薬品の使用について」を参照し、業機法に基づいて使用が認められた医薬品であることを確認し、記録しているか			
(2)	医薬品の購入に際しては、水産試験場等の指導を受け、用法・用量を確認しているか			
(3)	医薬品の購入記録と共に、購入伝票、添付文書や品質検査成績書等を入手し、保管しているか			
(4)	医薬品は、添付書類等の指示に従って保存し、汚染、劣化や衛生動物による被害を防止するよう適切に管理し、記録しているか			
(5)	医薬品は、使用基準に従って使用し、使用年月日、生糞、用法・用量、使用禁止期間終了日等を記録し、保管しているか			
(6)	水産用ワクチンの使用にあたっては、水産試験場等の指導を受け、水産用ワクチン使用指導書の交付を受けているか			
(7)	水産用ワクチンの購入に際しては、水産用ワクチン使用指導書を販売店に提示し、必要量を購入しているか			
(8)	水産用ワクチンの購入記録と共に、購入伝票、添付文書、品質検査成績書や水産用ワクチン使用指導書等を保管しているか			
(9)	使用済み、および使用期限の切れた医薬品は、適切に廃棄し、記録しているか			
● V. 水揚げ作業管理(該当する場合)				
1. 作業従事者について				
(1)	養殖魚の衛生管理、養殖資機材等の安全性や適切な取り扱いに関する教育訓練を実施し、記録しているか			
(2)	病気・けが等のある者が作業に従事していないこと確認し、記録しているか			
2. 水揚げ設備および器具(氷、タモ網、活け器具等)について				
(1)	水揚げ・陸揚げ作業場の周辺を清潔で衛生的に管理しているか			
(2)	魚に使用する水氷は清浄水から作られているか			
(3)	活け器具等を清潔で衛生的に管理し、正常に機能することを確認しているか			
3. 水揚げ魚について				
(1)	医薬品を使用した魚を水揚げする際、使用禁止期間(休業期間)が終了していることを確認し、記録しているか			
4. 輸送容器および輸送手段について				
(1)	輸送容器や輸送車両等を清潔で衛生的に管理しているか			
(2)	輸送容器や輸送車両等に有害化学物質を含む塗料等が使用されていないことを確認しているか			
5. 出荷管理について				

(1)	出荷ごとに出荷先の事業社名、出荷年月日、魚種、生産(ロット)番号、重量、尾数等を記録し、保管しているか			
(2)	生産段階および流通加工段階で認証水産物と非認証水産物が混入・混同しない方策は採られているか、そのトレーサビリティを確保した記録は保管されているか			
(3)	生産履歴書が提供できるよう飼育管理状況(飼・餌料や医薬品の使用状況等)や生産履歴等を保管しているか			
<b>●VI. FAO養殖ガイドラインとの関連</b>				
(1)	上記の他に、FAO養殖ガイドラインのmust、shouldの項目につき気付いた項目は何かあるか。ある場合それについての所見	-	-	
<b>●VII. 総括</b>				
(1)	上記の結果からの認証についての総括	-	-	
(2)	観察事項から次に引き継ぐべき所見についての総括	-	-	
漁場改善計画とは、養殖生産確保法第4条に基づく、平成11年6月2日付け 11水推第1133号水産長官通達によるものです。				